

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 1 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22330003

研究課題名(和文) 公文書管理法制の比較法政史 あるべき制度設計を求めて

研究課題名(英文) Interdisciplinary and historical study on the Public Records and Archives Management System

研究代表者

三阪 佳弘 (MISAKA, YOSHIHIRO)

大阪大学・高等司法研究科・教授

研究者番号：30219612

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,700,000円、(間接経費) 4,110,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、法史学(日本・ドイツ・ローマ法)・政治学(政治思想史・日本政治史・中国政治史)専攻の研究者の学際的・総合的研究を通じて、19世紀から現代に至るヨーロッパ諸国と東アジア各国の公文書管理法制の歴史的・内容的変遷を明らかにしようとするものである。研究成果としては、日本・イギリス・フランス・ドイツ・ロシアの公文書管理法制の通史的概観、現代中国・台湾・韓国に関する関係機関のインタビュー、以上8ヶ国の比較年表、これまで翻訳紹介されていなかった台湾の現代公文書管理法制の翻訳からなる『公文書管理法制の比較法政史・データブック編』、各研究員による各国分析からなる『同・分析編』をまとめた。

研究成果の概要(英文)：This study shows the historical and substantial transition of the Public Records and Archives Management System in Europe and East Asia from 19th century to the present day through the interdisciplinary joint study by the researchers who specialize in the legal history (of Japan, Germany, France and the ancient Rome) and the political history (of Japan, Russia and China). We have made two reports - "Comparative history of the Public Records and Archives Management System", Vol. 1 (book of materials) and Vol. 2 (book of research) -, as products of study which are the valuable researches in Japan to show the historical and substantial details of the Public Records and Archives Management System in Europe (U. K., Germany, France, Italy and Russia) and East Asia (Japan, Korea, Taiwan and China).

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：公文書 アーカイブズ アーキビスト 公文書管理法 情報公開 公文書館 比較法政史 史料学

1. 研究開始当初の背景

(1) 公文書管理法の展開

1990年代後半から公文書管理の本格的な法整備、公文書作成・管理・保存について一貫した体制整備が着手された(2009年6月いわゆる「公文書管理法」成立)。この動きに伴い、公文書の作成・利用・保管(保存)・廃棄というサイクルとそれにあわせた文書管理(以上の諸段階にあわせた文書管理を、「公文書管理」と総称する)のあり方をめぐる学術的研究が急速に進展した(高橋滋・総合開発研究機構共編『公文書管理の法整備に向けて』2007等)。

(2) 先行研究で明らかとなった論点

この問題に関する一連の先行研究において、その重要性が確認されつつも、「公文書管理法」成立以後依然と課題として認識され続けているのが、次の2つの論点である。

文書の作成・利用・保管(保存)・廃棄といった文書管理のサイクルの設定のあり方

公文書管理担当機関(いわゆるアーカイブズ)による上記サイクルの制御のあり方

は、政府諸機関の意思決定過程に即して行われている文書管理が、記録保存という観点からの文書管理と抵触するという問題に関わる論点である。そもそも、公文書管理を焦眉の課題に浮上させた重要な背景の一つは「情報公開」の促進であるが(1999年行政機関の保有する情報の公開に関する法律の制定)、この観点は、政府諸機関の意思決定についての現在と将来にわたる説明責任に耐えうる公文書管理のあり方と表裏一体の関係にある。しかし、従来の伝統的な稟議制による意思決定方式を前提とした公文書管理は、たとえば、決裁書(起案書)のみの保存に偏し、決裁書作成のためにさまざまに作成される文書群が体系的に保存されないという傾向(「意思決定型文書管理」)を生み出し、「記録保存型文書管理」が十全に行われない、したがって、保存された文書の「質」が「情報公開」による説明責任に耐えられない、「保存」の要否についての決定が作成機関の「恣意」に委ねられることで情報「非公開」状態を帰結する等のリスクを生み出した。

ここで、この論点が浮上する。すなわち、政府諸機関の意思決定について説明責任が十全に果たされるためには、政府諸機関とは相対的に独立・自立した運営が保障された公文書管理担当機関によって制御された公文書管理を、どのように具体的な制度設計として実現しうるか、が焦点となるのである。

(3) 本研究の背景

現代日本において、本格的な公文書管理体制の枠組みが、公文書管理法の制定によって初めて制度化されたが、にもかかわらず、その運用に当たっては、上述の二つの論点の解決が求められている。そのためには、比較史的に各国がこうした論点について、どのように対応してきたのかという歴史的経験の比較研究が不可欠なのである。これが、本研究

開始当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究では、法と政治の歴史研究を専攻する研究者が、学際的共同研究組織を構築し、近現代欧米・アジア諸国の公文書管理法に関する比較法政史的研究を行う。その目的は、近年の日本の公文書管理法改革における、

文書の作成・利用・保管(保存)・廃棄といった文書管理のライフサイクルの設定、公文書管理担当機関による上記サイクルの制御(コントロール)という制度設計に関わる論点についての解決の「あり方」を比較法政史的に検討し、そのことを通じて、これらの論点解決に共通する歴史的な前提条件とともに、その解決のための制度設計の多様なあり方を明らかにすることにある。

3. 研究の方法

(1) 共同研究の体制

公文書管理体制の研究には、学際的・総合的な視点を必要とし、その歴史的な展開を比較史的に検討する本研究の場合には、とりわけ、制度構築に関わる法および法史の観点、制度運営に関わる、文化的背景も含めた政治学・政治史の観点が不可欠である。

そのため、本研究においては、法史および政治史・政治思想史を専門とする下記の研究者が参加し、相互に協力・補完しながら研究を進める体制をとった。その分担は以下の通りである。

三阪佳弘(比較法史):

研究全体の総括と現代日本、フランス、司法文書

中尾敏充(日本法史):

近代日本、立法・行政文書

竹中浩(政治思想史):

ロシア、行政・外交文書

田中仁(中国政治史):

中国・台湾、行政文書

三成賢次(ドイツ法史):

ドイツ、行政文書

瀧口剛(日本政治史・日英外交史):

イギリス、行政・外交文書

林智良(ローマ法):

イタリア、立法・行政文書

この体制の下で、比較の対象とする各国(日本、中国、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、ロシア、および付随的に現代の台湾・韓国)の公文書管理法の歴史的展開を、各分担者が専門としている研究対象国に即しながら、かつ、それぞれが専門としている研究専門領域の手法を用いて、分担して共同研究を行った。

(2) 定例研究会と海外調査

共同研究は、定例研究会(作業部会とセミナー部会で構成)を設けて、各国比較研究のための文献・資料の収集・検討、海外での公文書管理法・関係機関の実態調査、などの結果について、分析・検討を進めた。

研究分担者が各々担当する個別の各国調査を行うと同時に、現代日本と同時期に公文書管理法制の整備を進めた台湾・韓国、東アジアのなかでもっとも早くから整備を進めた中国、以上の3国については、東アジアの中での比較のために、本研究グループによる、関係諸機関のヒアリングを中心とした共同調査を行った。

4. 研究成果

(1) 『公文書管理法制の比較法政史 データブック編』と『(同上) 分析編』による成果報告書の作成

本研究の成果は、標記2つの報告書(以下『データブック編』『分析編』と略称)にまとめられている(同報告書は、本研究のウェブサイトを通じて提供している。ただし、海外調査対象機関に対するヒアリング調査内容を含んでいるため、一定の条件のもとで公開している)。以下のサイトを参照。

<http://www.law.osaka-u.ac.jp/chrarchive/>

『公文書管理法制の比較法政史 データブック編』(B5版、全364頁、2013年3月)

本編 各国における公文書管理制度の展開

序章 公文書管理法制の比較法政史的研究(三阪佳弘)

第1章 日本 (中尾敏充)

第2章 中国 (田中 仁)

第3章 イギリス (瀧口 剛)

第4章 フランス (三阪佳弘)

第5章 イタリア (林 智良)

第6章 ロシア (竹中 浩)

補章1 ドイツ (三成賢次)

補章2 台湾 (三阪佳弘)

補章3 韓国 (三阪佳弘)

資料編

1 公文書管理制度の展開 比較年表

2 台湾調査関係記録

3 韓国調査関係記録

4 中国調査関係記録

5 中華民国公文書管理関係法令(翻訳)編

『公文書管理法制の比較法政史 分析編』(B5版、全128頁、2014年3月)

第1章 近代日本における公文書管理・保存制度の形成とその特徴(中尾敏充)

第2章 1980年代における中共党史研究の再建と展開(田中 仁)

第3章 英国公文書管理制度の発展: 公記録の管理と公開の観点から(瀧口剛)

第4章 1890~1930年代フランスにおける公文書管理法制の展開(三阪佳弘)

第5章(概観) イタリアにおける統一国家の形成と公文書館体制(林 智良)

第6章 ロシアにおける公文書管理(竹中浩)

第7章 ドイツにおける公文書管理: 19世紀

のラントにおける公文書管理をめぐって(三成賢次)

(2) 成果の3つの柱

これらの成果は、おもに3つの柱で整理できる。

第1に、ヨーロッパ5カ国および東アジア4カ国において、「近代的」な公文書管理法制がどのようにして成立・展開したのかを、おもに19・20世紀を中心に分析を行ったことである。こうした分析は、これまでほとんど行われてこなかったのであり、それを各国ごとにまとめた前掲『データブック編』の本編(1~6章)と『分析編』は、貴重な貢献であると考えられる。

第2に、こうした各国分析を軸に、比較法政史的検討を行ったことである(この点は後述参照)。

第3に、日本が21世紀に入って公文書管理法制の整備を進めるに当たっては、欧米の現在の制度の紹介と参照が行われてきた。本研究では、これらの先行研究に加えて、これまでほとんど紹介されることがなかった、東アジア三国(中国、台湾、韓国)の法制度の現在の実態を、関係諸機関のインタビュー記録によって、詳細に明らかにしたことである。とりわけ台湾の関係法令の翻訳紹介は、本研究において初めて試みられたものである(この点については『データブック編』本編補章、資料編2~5参照)。

(3) 公文書管理法制の比較法政史的検討と日本の位置づけ

以上の成果のうち、各国の分析結果については、上記報告書に委ねるとして、比較法政史的な分析の結果、日本の公文書管理法制の展開がどのように位置づけられるのか(上述第2の点)についてここで簡単にまとめておこう。

比較の基軸としての近現代日本の公文書管理法制のあり方

本研究の問題設定は、以下の点にあった。

そもそも「近代的な」公文書管理法制は、歴史的には、以下の経過をたどる。前近代においては、王権や帝国の政治的支配者の統治に必要な範囲において、記録あるいは文書が管理されてきた、という実態は存在する。近代に入ると、そうした統治について説明責任が、社会(議会ないし国民)に対して求められるようになるという変化を遂げた。さらに、現代においては、情報の公開・アクセスを国民に保障し、権利としてそれらの主体的利用が保障されるように展開した。こうした変化に対応して、「近代的」な公文書管理法制が展開することとなった。日本では、西欧の「近代的」公文書管理法制の影響を受けて、明治維新时期にそうした制度構築の萌芽を見せたことが確認される。しかしながら、その後は発展せず、戦後においても、上述した公文書管理法制を支える理念に照らして、十全な発

展を見せてこなかった。

本研究の問題設定は、そうした日本の制度展開を比較法政史的に検討し、その特徴を明らかにしようとするににあった。

各国公文書管理法制の展開

日本の歴史的展開を位置づけるために、分担して行った各国の「近代的」公文書管理法制の歴史的展開は、以下のような4つの軸で整理することができる(『データブック編』資料編「1比較年表」も参照)。

第1に、「近代的」公文書管理の観念が成立することによって、統治の便宜ないしは先例としての文書・記録が、統治の実際・現場から切り離され、非現用文書として保存・管理がなされていくことである。それが、文書の生成・移管・保存・公開という全過程が、専門的な公文書管理機関(Archives)によって統制される、という「近代的」観念の形成である。

第2に、非公開から公開への原理的転換、さらには、それへのアクセスの権利としての保障の実現である。国の統治のあり方の透明性を担保し、市民による検証を可能にする情報公開の論理に対応した公文書管理法制が登場する。

第3に、第1、第2の実質的な展開は、それぞれ、19世紀末～20世紀初頭の時期と、第2次世界大戦後とに見られる。前者は近代国民国家の成立時期と照応し、「国民の記憶」の管理を構築するという論理に対応している。

第4に、第2次世界大戦後、とりわけ1970年代以降、第1第2の面で急激な変化をもたらした要因には、上述した19世紀末から20世紀初頭の国民国家としての「記憶」管理の「相対化と再構築」が不可欠となったという歴史的状況がある。欧米諸国は、アジア・アフリカに対して植民地支配(=「帝国」支配)と裏腹の関係で、Archives面でも支配力を持ち(アーカイバル・ヘゲモニー)「国民国家」に即応した「記憶」を創造してきたという過去を持つ。そうした過去を相対化しようとする動きが、20世紀末の公文書管理法制の動きに反映されている点が重要である。それは同時に、国家統治の透明性と検証可能性を担保するために情報公開・アクセスを国民に権利として保障するという論理によって担保されるものでもある。

以上の軸に即して、各国の展開を位置づけると、18世紀頃から、上述第1の点が萌芽的に進行し、フランス革命において、第2の点が法的に確認されるが、19世紀の実態としては、必ずしも制度として定着したとは言えなかった。第1第2の点は、第3第4に述べた19世紀末の近代国民国家の確立期、および第2次世界大戦後という二つの画期における、公文書管理法制整備の政治的・社会的動因によって、実質化されていくことになる。

この点で、東アジアの動きは、第3第4が動因となって、第2次世界大戦後、とりわけ

1980年代以降に集中して制度構築が促された点が特徴的である。そのことは、とくに台湾・韓国において、1980年代以降の民主化とともに急速に公文書管理法制の整備が進められたことに象徴される。ここでは、統治の検証可能性のための情報公開の論理を見出すことができる。そして、それとともに、植民地支配や戦後の独裁政権の支配からの解放に伴って、欧米あるいは独裁政権による「アーカイバル・ヘゲモニー」を打ち破って、国民の共有財産として歴史的公文書の保存管理そして公開の制度構築を行おうとする動きを看過することはできない。

日本公文書管理法制の位置づけと今後の課題

以上の各国の展開のなかで、日本の公文書管理法制を位置づけると、以下の点が指摘できる。

第1に、日本の近代化のプロセスにおいては、確かに、公文書管理法制を支える、統治についての説明責任、それに関わる情報へのアクセスの国民への保障という点で、西欧に比較して脆弱であった、という評価は否めない。その点について、近代日本の政治・法制の西欧とは異なるあり方が根底にあり、それが現代日本においても継承されているという説明も可能であろう。しかしながら、比較法政史的な本研究の知見によれば、若干の留保が必要である。つまり、日本が公文書管理法制の制定に当たって参照した欧米の制度は、戦後、あるいは国によっては1970年代以降の急速な展開によるものであり、そこから得られた制度像ないしは制度理念を、19世紀西欧の史実に投影し、公文書管理法制がそのように展開してきた、として描くことはできない。むしろ、西欧においても「近代的な」公文書管理法制の実質的な展開は、19世紀末からの段階的な発展によるものであり、日本近代の公文書管理法制を、それとの対比で不十分であったとは言いがたい面がある。

第2に、しかしながら、そうであったとしても、各国が急速に公文書管理法制を展開・発展させる戦後ないし1970年代以降の動きに比較して、日本の法制整備の動きはきわめて鈍いものであったことは、あらためて強調されなければならない。この点は、1950年代から整備を進めた中国、1990年代から制度展開を強めた台湾・韓国と比較しても、日本の状況は(公文書管理法制定後においても)きわめて不活発である点において、特徴的である。19世紀から20世紀にかけての各国の公文書管理法制の展開を主対象として行った比較法政史的分析をふまえて、上述第2の点に関わる日本の特徴についての検討が今後の課題として残されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(総計22件)

中尾敏充「21世紀型市民と自己決定権」『奈良大学人権教育研究』11号1-17頁、2014年、査読無し

田中仁「1980年代における中共党史研究の再建と展開(1980年代党史研究制度的再建と展開)」『大阪大学中国文化フォーラム ディスカッションペーパー 2014-2』1-22頁、2014年、査読無し

竹中浩「北東アジアにおける行政制度の整備と「日本の経験」」『阪大法学』63巻3・4号31-53頁、2013年、査読無し

瀧口剛「日英通商航海条約改定交渉と第1次世界大戦後の通商政策：自由通商と保護関税・特惠関税・満州問題の交錯」『阪大法学』63巻3・4号129-157頁、2013年、査読無し

三阪佳弘「明治前期民事判決原本にあらわれた代人：1877-90年の京滋阪地域の代人の事例」『阪大法学』63巻3・4号159-191頁、2013年、査読無し

林智良「W. G. Grisbyの学識と教育活動：日本最初の『ローマ法』講義担当者をめぐって」『阪大法学』63巻3・4号193-216頁、2013年、査読無し

林智良「「アクィーリウスの問答契約(stipulatio Aquiliana)」における言葉のカタログ」『広島法学』37巻1号542-526頁、2013年、査読無し

三阪佳弘「明治末・大正期京滋地域における弁護士と非弁護士：続・近代日本の地域社会と弁護士」『阪大法学』63巻2号33-87頁、2013年、査読無し

中尾敏充「日本の近代化と法の役割 西欧型近代法の主体的・選択的・変容的継受の前提」『適塾』45号16-26頁、2012年、査読無し

中尾敏充・菅真城・阿部武司「松岡博名誉教授に聞く：大阪大学の思い出(2)」『大阪大学経済学』62巻2号、71-88頁、2012年、査読無し

中尾敏充・菅真城・阿部武司「松岡博名誉教授に聞く：大阪大学の思い出(1)」『大阪大学経済学』62巻1号71-93頁、2012年、査読無し

瀧口剛「民政党内閣と大阪財界(三)——井上準之助と経済的自由主義」『阪大法学』62巻2号75-146頁、2012年、査読無し

中尾敏充・菅真城・阿部武司「山中永之佑名誉教授に聞く：大阪大学の思い出(2)」『大阪大学経済学』61巻4号69-91頁、2012年、査読無し

竹中浩「東清鉄道の敷設と露清国境：ドゥホフスコイ総督のロシア極東観を中心に」『阪大法学』61巻3・4号95-116頁、2011年、査読無し

三阪佳弘「近代日本の地域社会と弁護士：1900年代の滋賀県域を題材として」『法と政治』62巻1号下巻173-256頁、2011年、査読無し

林智良「ガイウス・アクィーリウス・ガ

ッルス C. Aquilius Gallus の周辺：共和政末期ローマの政治的・社会的・法学的文脈において」『法と政治』62巻1号下巻197-225頁、2011年、査読無し

三成賢次・岩野英夫・稲元格・三成美保「聞き書き・わが国における法史学の歩み(8)」『同志社法学』62巻5号143-223頁、2011年、査読無し

中尾敏充・菅真城・阿部武司「山中永之佑名誉教授に聞く：大阪大学の思い出(1)」『大阪大学経済学』61巻3号84-107頁、2011年、査読無し

中尾敏充・菅真城・阿部武司「川島慶雄名誉教授に聞く：大阪大学の思い出」『大阪大学経済学』61巻2号、57-79頁、2011年、査読無し

田中仁「日中戦争前期における華北農村と中国共産党：河北省涿源県の「800日」」『中国社会主义文化の研究：京都大学人文科学研究所附属現代中国研究センター研究報告』389-414頁、2010年05月、査読あり

②・田中仁「中日戦争前期の華北農村と中国共産党：河北省涿源県の「800日」」『第三屆近代中国與世界暨紀念近代史所成立六〇周年國際學術研討會論文集(中国社会科学院近代史研究所)』298-314頁、2010年、査読無し

②田中仁「中華人民共和国の60年と21世紀に東アジア」『近代中国革命、社会轉型與國際視野：第四屆現代中国與東亞格局國際學術研討會論文集』、298-314頁、2010年、査読無し

〔学会発表〕(計9件)

田中仁「1980年代党史研究制度的再建と展開」中国当代史研究工作坊(第二屆)1950年代的中国(京都大学人文科学研究所現代中国研究センター/中国・華東師範大学中国当代史研究中心)、2013年12月8日、京都大学

竹中浩「アレクサンドル3世とその時代」ロシア史研究会大会、2013年10月13日、明治大学

林智良「The legal argument in the D. 17, 1, 59 and the forms of legal dialogues in the collections of responses」、国際ローマ法コロキウム、2013年03月27日、福岡工業大学

三成賢次「大阪大学における大学院の教養教育：知のジムナスティックスの試み」、千葉大学第5回普遍教育シンポジウム「修士課程を視野に入れた普遍教育のあり方について」、2012年11月27日、千葉大学

林智良「The Reception of Roman Law Education in Japan: on the First Lecture on the Roman Law at the Tokyo Kaisei-Gakko in 1874」、Société internationale Fernand de Visscher pour l' Histoire des Droits de l' Antiquité 2012年09月21日、Oxford大学、イギリス

林智良「Rereading of the stipulatio Aquiliana - how was the total obligation grasped by this device?」、The 65th session of the SIHDA(Societe Internationale Vernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquite)、2011年09月21日、Liege大学、ベルギー

田中仁「中華人民共和国の60年と21世紀の東アジア」日中戦争史研究会(第4回研究会)、2011年1月22日、愛知大学

田中仁「中華人民共和国の60年と21世紀の東亜」近代中国革命、社会転型與国際視野：第四届現代中国與東亜格局国際學術研討会(招待講演)、2010年8月27日、贛南師範学院、中国・江西

田中仁「中華人民共和国の60年と21世紀に東アジア」第三届近代中国與世界暨紀念近代史所成立六〇周年国際學術研討会、2010年5月23日、中国社会科学院近代史研究所、北京、中国

〔図書〕(計 6 件)

大阪大学中国文化フォーラム(編)『現代中国に関する 13 の問い：中国地域研究講義 (OUFC ブックレット 1)』(64-84 頁：田中仁「日中関係の転機と歴史叙述：革命の語り、戦争の記憶」、大阪大学中国文化フォーラム、2013年

明治維新史学会編『講座明治維新第5巻立憲制と帝国への道』(201-231頁：三阪佳弘「近代法体系の成立：司法制度の展開を素材として」)有志舎、2012年11月

田中仁・江沛・許育銘主編『現代中国変動與東亜新格局(第一輯)』(233-246頁：田中仁「關於三大報紙有關“抗戰建國紀念日”社論的話語分析」)社会科学文献出版社、2012年8月

浅野亮・川井悟編著『概説近現代中国政治史』(297-325頁：田中仁「20世紀中国政治と「革命」」)ミネルヴァ書房、2012年07月

田中仁・菊地一隆・加藤弘之・日野みどり・岡本隆司『図説中国近現代史 日中新時代の見取図』法律文化社、2012年03月

田中仁・三好恵真子編『共進化する現代中国研究：地域研究の新たなプラットフォーム』(255-281頁：田中仁「ポスト革命時代の歴史叙述：革命の語り、戦争の記憶」)大阪大学出版会、2012年03月

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕ホームページ等

<http://www.law.osaka-u.ac.jp/chrarchive/>

『公文書管理法制の比較法政史 データブック編』(B5版、全364頁、2013年3月)

『公文書管理法制の比較法政史 分析編』(B5版、全128頁、2014年3月)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三阪 佳弘 (YOSHIHIRO MISAKA)
大阪大学・高等司法研究科・教授
研究者番号：30219612

(2) 研究分担者

中尾 敏充 (TOSHIMITSU NAKAO)
奈良大学・教養部・教授
研究者番号：30155668

竹中 浩 (YUTAKA TAKENAKA)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：00171661

田中 仁 (HITOSHI TANAKA)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：60171790

三成 賢次 (KENJI MITSUNARI)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：90181932

瀧口 剛 (TSUYOSHI TAKIGUCHI)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：10257959

林 智良 (TOMOYOSHI HAYASHI)
大阪大学・法学研究科・教授
研究者番号：90258195

以上

(3) 連携研究者

無し